

路線バス運転手確保に向けた魅力発信業務に係る提案説明書

1 業務の名称

路線バス運転手確保に向けた魅力発信業務

2 本説明書の趣旨

本説明書は、「路線バス運転手確保に向けた魅力発信業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌市においては、現在、路線バス運転手の減少が深刻化しており、便数の維持に必要な運転手数が十分に確保できていないことから、減便が進んでいる。

今後も、運転手の高齢化に伴う定年退職等により運転手数の減少が見込まれることから、札幌市内のバス路線を維持していくためには、新規人材の採用により運転手を確保していくことが喫緊の課題である。

このような現状を踏まえ、本業務は、札幌市内の路線バスの運転手確保に向け、多様な手法を活用し、効果的に「路線バス運転手」という職業の魅力に係るPR等の広報事業を行うことにより、採用の促進を図るものである。

4 業務の内容

別紙「路線バス運転手確保に向けた魅力発信業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

5 業務委託期間

契約締結日から令和7年(2024年)3月31日(月)までとする。

6 業務提案の上限額

金10,000,000円を上限額とする(消費税及び地方消費税10%を含む)。

7 企画提案を求める事項

(1) 業務の実施方針(A4 片面 1 ページ程度)

提案者の本業務に対する考え方等を記載する。

(2) 業務スケジュール及び実施体制(A4 片面 1 ページ程度)

本業務の目的を達成するための業務執行体制及びスケジュールを提案する。提案書には、配置予定者の関連業務経験を記載すること。また、本業務の一部を第三者に委託する必要がある場合は、委託する業務範囲及び委託が必要な理由を記載すること。

(3) 参考見積(A4 片面 1 ページ程度)

業務を実施するために必要な経費の見積書(消費税、諸経費含む)を作成する。見積書はその根拠が把握できるように詳細に記載すること。

(4) 広報の企画 (A4 片面 3 ページ程度)

業務目的を踏まえて以下の項目の企画案を提案する。

ア 広報事業計画の作成

将来にわたり路線バス運転手を確保していくため、今後どのように広報を展開するべきか検討するに当たっての着眼点をその理由とともに記載すること。

イ 多様な手法を活用した広報の企画・実施

- ・ 業務内容を踏まえ、効果的と考えられる事業内容を提案すること。
- ・ 提案書には、各広報の主な対象と目的、手法、伝える内容を理由とともに記載すること。
- ・ 仕様書 2(2)に記載の「路線バス業界 PR 用の紙媒体の原稿データ作成」については、業務内容を踏まえた構成(目次等)のイメージを提案すること。

8 参加者の資格要件

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」又は「広告業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。
- (7) 本業務で個人情報を取り扱う予定がある場合は、別紙「個人情報取扱安全管理基準」に適合している者であること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

ア 正本1部

(ア) 参加意向申出書(様式第1号)

※競争入札参加資格認定通知書の写しを添付すること。

(イ) 企画提案書(様式自由)

企画提案書の用紙サイズはA4判とし両面印刷とする。企画提案書のページ数については、上記7を参照のこと。

ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容の全てを説明できる程度のものとする。

イ 副本9部

上記(イ)企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記15の連絡先に提出すること。

(3) 提出期限

令和6年5月17日(金)15時00分必着(郵送の場合は特定記録による送付とし、前日必着)。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当

該使用にあたっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用にあたっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者あたり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和6年5月10日(金)17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第2号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記15の連絡先まで電子メールまたはファクスにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員及び市内の路線バス事業者からなる「路線バス運転手確保に向けた魅力発信業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

(ア) 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は 5 件とする。なお、参加者が 5 件以下の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は 1 件あたり 3 名以内とし、説明者は企画提案書記載の配置予定者とする。

(イ) プレゼンテーションは、30 分程度(説明 15 分・質疑 15 分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

(オ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール(予定)

一次審査 令和 6 年 5 月 20 日(月)

二次審査 令和 6 年 5 月 23 日(木)

※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 13 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目 2 の合計点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はいくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査項目]

	審査項目	審査基準		配点
1	広報事業計画の作成	着眼点及びその根拠が明確に整理されているか。	15	15
2	多様な手法を活用した広報の企画・実施	提案された事業について、対象ごとの目的・伝える内容を的確に捉えた手法となっているか。	15	70
		提案された事業について、提案者の経験やノウハウなど独自の強みがあるか。	15	
		提案された事業について、既存の市内バス事業者の実施内容に対し、新しい広報手法や切り口が用いられているか。	15	
	提案された事業について、より多くの人に注目されるものとなっているか。	15		
	(路線バス業界PR用の紙媒体の作成)	提案された構成のイメージが、興味を引く内容となっているか。	10	
3	執行体制	本業務を網羅する体制が確保され、適切な人数の関連業務経験者の配置がされているか。	15	15
合計				100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が 1 件の場合は、審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 個人情報取安全管理基準適合申出書の提出

上記審査によって選定された者のうち、本業務で個人情報を取り扱う予定がある場合は、契約締結の前に、個人情報取扱安全管理基準適合申出書（様式第 3 号）を必要書類添付のうえ、下記 15 の連絡先まで電子メール、持参又は郵送により提出すること。

13 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が最も高かった者(以下「最優秀者」という。)と協議を行い、協議が調ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合は、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が調ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、企画提案内容(参考見積を含む。)を変更した上で、契約する可能性がある。また、企画提案にあたって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合は、契約の相手方とはしない。

14 参考図書

札幌市地域公共交通計画(中間報告) ※札幌市公式ホームページにて閲覧可能

URL <https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/kokyokotsukyogikai/kokyokotsukyogikai6.html>

15 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 ファクス 011-218-5114

E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp